

# 令和6年度 いじめ防止基本方針

## みどり市立大間々南小学校

いじめ防止等の対策は、「いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こり得る」という認識に立ち、いじめのない温かい人間関係を基盤とした学校づくりを、全教育活動を通じて取り組んで参ります。

### 1 いじめに対する基本的な認識

- (1) いじめとは、児童に対して、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立ち、児童の感じる被害性に着目して行います。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- (3) いじめは、人間として絶対に許されない、卑劣な行為であり、重大な人権侵害であるとともに、時としては、犯罪行為です。
- (4) いじめの根絶は、学校だけでなく、児童、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより、解決するものです。
- (5) いじめの根絶は、学校、家庭、地域、関係する機関等が協力し、大人たちが「いじめのない社会をつくる」という認識の共有が不可欠です。

### 2 いじめ防止に向けた取組

#### (1) 学校の取組

「いじめを許さない」学校風土づくりを、本校の教育理念とします。そのために、以下に掲げる取組を全教職員で実践し、いじめのない学校を目指します。

- ①児童にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げていじめ防止に取り組めます。
- ②いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現につながるとの理念に基づき、積極的にいじめ防止指導に努めます。
- ③児童自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進します。（児童会活動の充実）
- ④「いじめ防止基本方針」について、Web ページ等を活用し保護者、地域に積極的に情報発信します。
- ⑤いじめ防止にむけた取組を組織的、継続的に実施するとともに、内容を定期的に点検し、改善・充実を図ります。
- ⑥校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、学校を挙げていじめ防止に取り組めます。委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導・教育相談・人権教育・特別活動の各

主任、カウンセラー等としますが、必要に応じて学校運営協議会委員の中からも加わっていただきます。

- ⑦「いじめ防止対策委員会」にいじめ対策担当教諭を置き、校長の指示のもと、いじめの防止等の連絡、調整にあたります。
- ⑧道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通じて、いじめの防止に努めます。
- ⑨インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実に努めます。
- ⑩発達の特長や本人が置かれている環境など、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、保護者と連携し、該当児童生徒の特長や背景を踏まえた適切な支援を行うよう努めます。
- ⑪いじめ防止等に関する校内研修などを計画的に実施し、全教職員がいじめ防止対策推進法を理解するとともに、いじめの未然防止、早期発見、解消に向けた対応力を向上させます。
- ⑫いじめ防止や規範意識の醸成等のために法教育に取り組みます。

## (2) 家庭の取組

保護者は子どもたちへの教育の第一義的な責任があります。保護者は、その子どもがいじめを行うことのないように、規範意識や思いやりの心を養うための指導、その他必要な指導を行うよう努める義務があります。

そこで、いじめ防止に向けた以下の八つの取組を家庭にもお願いします。

- ①規則正しい生活のために、「早ね、早起き、朝ごはん」を実践してください。
- ②アウトメディアの取組を積極的に行い、親子の会話の時間をつくってください。
- ③将来の夢などについて、お子さんとたくさん話をしてみてください。
- ④他との比較ではなく、お子さんの良い面や頑張っているところをたくさんほめてあげてください。
- ⑤学校からの便り、通信等には必ず目を通し、お子さんの話に耳を傾け学校での出来事をしっかり聞いてあげてください。
- ⑥学校行事、PTA活動に積極的に参加し、児童の活動の様子を見てください。
- ⑦携帯電話やゲーム機等のインターネットにつながる端末について、その危険性を十分ご指導ください。
- ⑧心配なことがあるときは、遠慮なく学校に連絡ください。一緒に考えましょう。

## 3 いじめの対処に関する方針

### (1) 組織対応の基本的な考え

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるもの前提に立ち、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことのないよう、組織として対処することを大前提とします。

- ①いじめ問題はチームで対応することを原則とします。
- ②いじめ対策に同一歩調で取り組む組織やルールをつくります。
- ③いじめの早期発見等への手立てを組織的に行い、早期対応が図れるようにします。

- ④各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローします。
- ⑤問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにします。  
※問題解決までの過程：「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」
- ⑥時系列に沿って、いじめの経過の記録を残します。

## (2) いじめの早期発見のための取組

いじめは、早期発見が早期解決につながります。そこで、早期発見のために次のように心がけます。

- ①日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めます。
- ②いじめの早期発見のために、定期的な調査を実施します。（月1回の学校生活アンケート）また、けんかやふざけ合いであっても児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- ③いじめは、教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努めます。
- ④ネット上のいじめが重大な人権侵害であり、法を犯す行為であることを児童に理解させるとともに、情報モラル教育の推進を図ります。
- ⑤児童に関わる全ての教職員間で情報を共有するとともに、保護者とも連携し情報の収集に努めます。

## (3) いじめ解消のための取組

いじめが発生した場合又はいじめを受けていると思われる状況を発見した場合は、解消のため関係機関や保護者と連携して、次のような取組を行います。

- ①いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、警察と連携して対処します。特に、児童の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、協力を要請します。
- ②児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの有無を確認し、その結果を教育委員会に報告します。
- ③いじめを確認したときは、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童やその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。
- ④校長は、いじめの事実に基づき、加害・被害の児童や保護者への説明責任を果たすとともに、加害の児童には、行為の善悪を判断させ、反省謝罪させます。その際には加害者の成長支援の立場から指導を行います。
- ⑤加害の児童が謝罪したことをもって解消とせず、いじめに係る行為が相当の期間（少くとも3ヶ月）止んでいるとともに、被害者が心身の苦痛を感じていないことが確認できて初めて解消とします。

#### 4 重大事態への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下のように対処します。

- ①重大事態が発生した旨を、速やかに教育委員会に報告します。
- ②教育委員会が設置する「みどり市いじめ問題専門委員会」が行う調査に対して、重大事態に係る資料を提供します。
- ③児童等の動揺を最小限に抑え、心の安定を図るため、スクールカウンセラー等の専門家の派遣を教育委員会に依頼します。
- ④専門委員会が行った調査結果については、市教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を他の児童のプライバシー等個人情報にも十分配慮しながら適切に提供します。

#### 5 いじめ防止に関する年間計画

別紙「いじめ対策年間計画」を参照してください。

#### 6 取組の評価・検証

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適性に自校の取組を評価します。

- (1) いじめの防止に向けた取組に関すること
- (2) いじめの対処に関すること